

図表2-1-17は、沿岸及び海域の保護地域であるが、このうち自然公園、自然海浜保全地区、自然環境保全地域、鳥獣保護区では海岸林が関連しており、その他については森林地域との直接的関連性は見られない。

図表2-1-17 沿岸・海域の保護地域

※沿岸及び海域の保護地域（対象とする制度は必要に応じ見直すこととする）	
種別	面積（重複あり）
自然公園	19,115km ²
自然海浜保全地区	91 地区
自然環境保全地域	1km ²
沖合海底自然環境保全地域	226,834km ²
鳥獣保護区	661km ²
生息地等保護区（海域では指定なし）	—
天然記念物	—
保護水面	28km ²
沿岸水産資源開発区域、指定海域	333,616km ²
都道府県・漁業者団体等による各種指定区域	—
共同漁業権区域	87,200km ²

注：現在我が国の海域における保護地域の割合 13.3%について、重複等があるため上記の合計面積の割合とは一致しない
（環境省「令和2年度生物多様性条約における2021年以降の国際目標に関する議論に向けた調査検討業務」報告書のデータを更新）

②1-1-6 世界自然遺産の保全管理の充実

世界自然遺産に登録されている地域は、白神山地、屋久島、知床、小笠原諸島、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島であり、いずれも森林地域となっている。

③1-1-7 天然記念物の保存・活用の推進

文部科学省所管であるが、森林地域も対象地域と考えられる。

④1-1-13 自然共生サイト認定の推進〔重点〕（1-1-14 と重複）

環境省所管であるが、森林地域・隣接地域が対象となる場合が多いと考えられる。

自然共生サイト(OECM(Other Effective area-based Conservation Measures))とは、公的な保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)は民間の取組等によるものであり、環境省が新たに認定事業として2023年度から開始する。

図表2-1-18 自然共生サイトの目標

指標	現状値	目標値
自然共生サイト認定登録数	—	100 か所（2023 年）
我が国の陸域における保護地域及び OECM の占める割合	20.5%	30%（2030 年）

2) 行動目標 1-2 土地利用及び海域利用による生物多様性への負荷を軽減することで生態系の劣化を防ぐとともに、既に劣化した生態系の 30%以上の再生を進め、生態系ネットワーク形成に資する施策を実施する

①1-2-3 効果的な保護地域・OECM の設定〔重点〕

図表 2-1-15 と重複する。

②1-2-4 森・里・川・海における生態系ネットワークの形成

生物多様性ネットワークの可視化の促進。

③1-2-5 森林生態系の保存及び復元、点在する希少な森林生態系の保護管理

林野庁所管となる事業が対象であり、下記の点が挙げられている。

- ・ 原生的な森林生態系や希少な野生生物が生育・生息する森林等について、自然の推移に委ねることを基本とし、国有林と民有林が連携して取り組む。
- ・ 里山二次林等については、継続的な保全管理等を推進する。
- ・ 自然環境の保全、野生生物の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な役割を果たしている国有林野については、地域住民、NPO 等と連携を図りながら、希少野生生物の保護等に努める。

④1-2-6 多様な森林づくりの推進

森林整備保全事業の成果指標が行動目標となっている。

- ・ 森林資源の利用や自然かく乱の頻度に応じた間伐、広葉樹林化、長伐期化、針広混交林化、伐採後の確実な再造林を実施する。
- ・ 路網整備については、計画、設計、施工全ての段階で周囲の環境との調和を図る。
- ・ 国有林野の管理経営に当たって、自然維持タイプ、水源涵養タイプ等の機能類型に区分し、希少な生物の生育、生息に適した森林の維持、間伐や複層林への誘導等を推進するほか、森林資源の有効活用にも配慮し、公益林として適切な施策を実施する。

図表 2-1-19 多様な森林づくりの推進の行動目標

指標	現状値	目標値
公益的機能の一層の発揮のため自然状況等を踏まえて育成複層林に誘導することとされている 350 万 ha の育成単層林のうち、育成複層林へ誘導した森林の割合（累計）	1.9% （2018 年度）	2.9% （2023 年度）

⑤1-2-7 生物多様性に配慮した森林計画

全国森林計画、地域森林計画などにおいて、貴重な野生生物の保護に配慮した施策方法の指針を示すこととしている。

⑥1-2-8 地域における森林の保全管理

森林所有者自ら経営や管理ができない森林について、森林環境譲与税も活用しながら、市町村が主体となった経営や管理を実施することとし、森林所有者への働きかけを行う。

図表2-1-20 地域における森林の保全管理の行動目標

指標	現状値	目標値
私有人工林が所在する市町村のうち、新たな制度の下で森林の集積・集約化に取り組んだ市町村の割合	6割 (2020年度)	10割 (2023年度)
私有人工林のうち林業経営を実施する森林として集積・集約化された面積の割合	37% (2020年度)	5割 (2028年度)

⑦自然再生に関する行動目標

下記の行動目標等が挙げられている。

1-2-33 劣化地の再生・回復に関する調査検討

2030年までに国土の30%を保全する「30by30目標」の達成に向けて、生態系回復が必要な劣化地調査を実施し、自然共生サイト申請のための再生マニュアルを作成する。また、劣化した生態系の再生手法の検討に当たっては、炭素吸収ポテンシャルを把握し、副次的に炭素中立に貢献する。

1-2-34 劣化した生態系の再生の強化〔重点〕

自然再生事業や生態系維持回復事業等の着実な実施を通じて、野生鳥獣や外来種による被害を受けた自然植生や、開発や管理放棄等による生息地の消滅など影響を受けた生態系など、自然環境や生態系が劣化している場所において、その再生や回復に向けた取組を地域と連携して推進する。

1-2-35 自然再生の推進

自然再生推進法(平成14年法律第148号)に基づき、NPOや地域住民、関係行政機関など多様な主体が連携して実施する自然再生活動を全国的に推進するため、自然再生専門家会議の運営や自然再生専門家会議委員による学術的観点からの助言や現地指導の実施及び自然再生に係る情報収集、課題解決策の検討、普及啓発等を実施する。

図表2-1-21 自然再生の推進に関する行動目標

指標	現状値	目標値
自然再生推進法に基づく自然再生協議会設置箇所数	27か所 (2021年度)	30か所 (2025年度)
自然再生事業実施計画策定数	49計画 (2021年度)	54計画 (2025年度)

3)行動目標1-3 汚染の削減(生物多様性への影響を減らすことを目的として排出の管理を行い、環境容量を考慮した適正な水準とする)や、侵略的外来種による負の影響の防止・削減(侵略的外来種の定着率を50%削減等)に資する施策を実施する

①1-3-31 特定外来生物等の指定、外来種被害防止行動計画及び生態系被害防止外来種リストの見直し

2022 年の外来生物法改正を踏まえ、適宜特定外来生物、未判定外来生物の指定を進め、「外来種被害防止行動計画」及び生態系被害防止外来種リストの見直しを行う。

(目標)

行動計画は 2024 年度までに見直しを行い、リストは 2023 年度から分類群ごとに見直しを開始する

②1-3-37 外来種による森林・林業被害の防止

現状の森林生態系への影響に配慮しつつ、順応的な駆除や生息域の拡散防止対策を実施することにより、地域の森林における生物多様性の保全を図る上で必要となる外来種対策を地域で一体的に推進する。

4) 行動目標1-4 気候変動による生物多様性に対する負の影響を最小化する

①1-4-1 気候変動影響の評価[重点]

自然生態系をはじめとした、農林水産業や自然災害・沿岸域などの各分野における気候変動影響に関する総合的な評価に向けた検討を進める。

②1-4-2 保護地域における気候変動による生態系への影響緩和

国立公園等の保護地域における自然生態系への気候変動影響を軽減するため、被害や影響の評価を進めるとともに、負の影響への対処の強化等の適応策の実施を推進する。

5) 行動目標1-6 遺伝的多様性の保全等を考慮した施策を実施する

①1-6-6 遺伝資源の収集・保全、利用

- ・生物多様性の保全の観点で重要な林木遺伝資源の収集・保存・評価を推進する。
- ・薬用植物資源研究センターにおいて、薬用植物資源の積極的な収集、恒久的保存、栽培、優良品種育成、組織培養等に必要な技術に関する研究、薬用植物の有効成分の化学的、生物学的評価に関する研究、未利用植物資源の開発に関する研究等、薬用植物遺伝資源の持続的な利活用に関する研究を推進する。

6) 行動目標2-1 生態系が有する機能の可視化や、一層の活用を推進する

①2-1-6 治山対策の推進

保安林等における治山施設の設置、機能の低下した森林の整備、海岸防災林等の整備を推進する。

図表2-1-22のように森林整備保全事業計画の成果指標が挙げられている。

図表2-1-22 海岸防災林等の整備目標

指標	現状値	目標値
適切に保全されている海岸防災林等の割合	96% (2018 年度)	100% (2023 年度)

②2-1-7 保安林の指定の計画的な推進

- ・水源涵養や土砂流出の防止など、特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林の指定を計画的に推進する。
- ・魚つき保安林など、公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林としての指定を計画的に推進する。

図表2-1-23 保安林指定面積の目標

指標	現状値	目標値
森林の持つ多面的機能を総合的かつ高度に発揮させる保安林の面積	1,225 万 ha (2020 年度)	1,301 万 ha (2033 年度)

7) 行動目標2-3 気候変動緩和・適応に貢献する自然再生を推進するとともに、吸収源対策・温室効果ガス排出削減の観点から現状以上の生態系の保全と活用を進める

①2-3-2 森林吸収源対策

適切な間伐の実施等の取組に加え、人工林において「伐って、使って、植える」循環利用の確立を図り、木材利用を拡大しつつ、エリートツリー等の再造林等により成長の旺盛な若い森林を確実に造成していく。

②2-3-3 森林病虫害防除対策及び林野火災の予防による森林の保全

森林生態系の保全のため、都道府県等と連携して、松くい虫やナラ枯れの被害対策等の森林病虫害防除対策を推進するとともに、林野火災の予防に取り組む。また、病虫害に対して抵抗性を有する品種の開発など、生物害に対する森林被害軽減・共存技術の開発を行う。

図表2-1-24 保全松林の目標

指標	現状値	目標値
保全すべき松林の被害率が1%未満の「微害」に抑えられている都府県の割合	85% (2021 年度)	100% (2025 年度)

③2-3-5 バイオマス利活用の推進

- ・ バイオマス活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、2022 年9月に「バイオマス活用推進基本計画(第3次)」が閣議決定され、2030 年に達成すべき目標を定めており、今後、目標の達成に向け、施策を推進する。
- ・ 地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市を推進する。

図表2-1-25 バイオマスの利用目標

指標	現状値	目標値
バイオマスの利用率 (バイオマスの年間産出量に対する利用率)	約 74%	約 80% (2030 年)
バイオマス産業の規模 (製品・エネルギー産業のうち国産バイオマス関連産業の市場シェア)	1 %	2 % (2030 年)
バイオマス活用推進計画を策定した都道府県数 バイオマス関連計画を活用の市町村数	19 都道府県 392 市町村	全都道府県 全市町村 (2030 年)

④2-3-8 自然環境が有する多様な機能を活用した流域治水の推進〔重点〕

流域治水の推進に当たっては、自然環境が有する多様な機能を活かしたグリーンインフラの活用を推進し、以下の取組を推進する。

- ・遊水地等による雨水貯留浸透機能の確保・向上を図る。
- ・災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成を推進する。
- ・都市山麓グリーンベルト整備事業の推進により、市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして一連の樹林帯の形成を図る。

8) 行動目標2-5 野生鳥獣との軋轢緩和に向けた取組を強化する

①2-5-1 鳥獣被害防止対策の推進〔重点〕

森林環境保全直接支援事業における施設整備が該当する。

②2-5-2 シカ等による森林被害の防止

シカ被害を効果的に抑制するため、都道府県による広域的な捕獲の取組を推進するとともに、林業関係者によるシカの捕獲効率向上対策の成果の横展開を図る。また、効果的なシカ被害対策を実施していく上で特に有効な ICT 等を活用した新たな捕獲技術等の開発・実証を実施するとともに、国有林野内のシカ被害が深刻な奥地天然林や複数の都府県にまたがる地域において国土保全のためのシカ捕獲事業を実施する。あわせて、近年顕在化しつつあるノウサギ食害の深刻化を防ぐため、対策の実証検討を行う。

図表2-1-26 シカ被害減少面積の目標

指標	現状値	目標値
鳥獣害防止森林区域を設定した市町村のうち、シカ被害発生面積が減少した市町村の割合	59% (2020 年度)	対前年度以上

③2-5-7 指定管理鳥獣(ニホンジカ・イノシシ)の適正管理の推進〔重点〕

行動目標としては指定管理鳥獣以外にも、第二種特定鳥獣管理計画の目標、資源利用(ジビエ利用量)、狩猟者等担い手の確保・育成等、鳥獣保護管理の全般について行動目標が示されている。

図表2-1-27 特定鳥獣の半減目標

指標	現状値	目標値
ニホンジカの個体数	285 万頭 (2020 年)	147 万頭 (2023 年)
イノシシの個体数	87 万頭 (2020 年)	60 万頭 (2023 年)

9) 行動目標3-4 みどりの食料システム戦略に掲げる化学農薬使用量(リスク換算)の低減や化学肥料使用量の低減、有機農業の推進などを含め、持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大させる。

①3-4-11 適切な生産活動を通じた木材の需要拡大への取組

- ・素材生産・流通・加工の低コスト化や品質・性能の確かな製品の安定供給体制の整備を中心とする構造改革を推進する。

- ・ CLT や木質耐火部材等の開発・普及、公共建築物や民間の非住宅分野等への国産材等の利用拡大を推進する。
- ・ 森林の持続可能性が確保された形で木質バイオマスのエネルギー利用を推進する。
- ・ 木質バイオマス由来のセルロースナノファイバー、改質リグニン等のように化石資源由来製品の代替となる新素材の研究・技術開発及びその普及を促進する。

図表 2-1-28 国産材の需要拡大目標

指標	現状値	目標値
国産材の供給・利用量	3,400 万 ³ m (2021 年度)	4,200 万 ³ m (2030 年まで)
新素材の開発・実証件数	3 件 (2021 年度)	毎年度 3 件

②3-4-12 森林施業の適切な実施に向けた新技術の導入や人材育成

- ・ 適切な森林整備に向けて、森林経営計画の作成の中核を担う森林施業プランナーや森林の持続経営を実践する森林経営プランナーを育成する。
- ・ 森林施業の適切な実施に向けて、成長に優れた苗木や機械を活用した新たな造林技術の導入を推進する。

図表 2-1-29 認定森林施業プランナーの目標

指標	現状値	目標値
認定森林施業プランナーの現役人数	2,206 人 (2021 年度)	3,500 人 (2030 年度)
認定森林経営プランナーの現役人数	67 人 (2021 年度)	500 人 (2025 年度)

③3-4-13 合法伐採木材等の流通及び利用の促進

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 48 号)に基づき、全ての事業者が合法伐採木材等を利用できるよう努めることが求められている。同法が目指す合法伐採木材等の流通及び利用拡大のため、情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を通じた情報の提供、幅広い関係者の参加による協議会を通じた普及啓発活動への支援を実施する。

図表 2-1-30 合法伐採木材の目標

指標	現状値	目標値
第一種登録木材関連事業者が取り扱う合法性が確認できた木材の量	3,035 万 ³ m (2019 年度)	4,350 万 ³ m (2025 年度)

10) 行動目標4-2 日常的に自然とふれあう機会を提供することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなど様々な知識の習得や関心の醸成、人としての豊かな成長を図るとともに、人と動物の適切な関係についての考え方を普及させる

①4-2-2 森林における体験・ふれあいの場の提供

国有林野においては、優れた自然景観を有し、森林浴、自然観察、森林スポーツ等に適した国有林野を「レクリエーションの森」として設定している。また、自ら森林(もり)づくりなどを行うことを希望する民間団体等と協定を締結してフィールドを提供する「協定締結による国民参加の森林(もり)づくり」を推進している。さらに、企業等が国と分収林契約を結ぶことで、社会貢献、社員教育又は顧客とのふれあいの場としての森林(もり)づくりを可能とする「法人の森林(もり)」の設定を推進する。

11) 行動目標4-3 国民に積極的かつ自主的な行動変容を促す

①4-3-5 森林・林業が果たす役割等の普及啓発の促進

企業・NPO等のネットワーク化、緑化行事の開催を通じた普及啓発活動の促進、森林環境教育や木育の推進、林業体験学習等の促進等を推進する。

図表2-1-31 啓発普及の目標

指標	現状値	目標値
国産材の供給・利用量	3,400 万 m^3 (2021 年度)	4,200 万 m^3 (2030 年度まで)
森林ボランティア団体数	4,474 団体 (2021 年度)	4,582 団体 (2025 年度)

12) 行動目標5-1 生物多様性と社会経済の統合や自然資本の国民勘定への統合を含めた関連分野における学術研究を推進するとともに、強固な体制に基づく長期的な基礎調査・モニタリング等を実施する

①5-1-5 森林資源のモニタリングの推進

木材生産のみならず、生物の多様性、地球温暖化防止、流域の水資源の保全等、国際的に合意された「基準・指標」に係るデータを統一した手法により収集・分析する森林資源のモニタリングを推進する。

2-1-7 地球温暖化対策計画の概要

地球温暖化対策計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）第 8 条第 1 項及び「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」（平成 27 年 12 月 22 日地球温暖化対策推進本部決定）に基づき令和 3 年 10 月に閣議決定された政府の総合計画である。図表 2-1-32 は、2030 年度の温室効果ガス削減目標の概要を示したものである。

図表 2-1-32 2030 年度の温室効果ガス削減目標

■ 地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画
「2050年カーボンニュートラル」宣言、2030年度46%削減目標※等の実現に向け、計画を改定。
※我が国の中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

この計画において、森林吸収源対策として、森林吸収量の 2030 年度目標を、約 38 百万 t-CO₂（2013 年度総排出量比約 2.7%）に設定し、適切な森林整備等を実施する下記のような総合的取組を行うとしている。

（健全な森林の整備）

ア 適切な間伐や主伐後の再造林の実施、育成複層林施業、長伐期施業等による多様な森林整備の推進

イ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号）に基づく市町村の取組の一層の推進等による追加的な間伐や再造林等の推進

ウ 森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）に基づく森林経営管理制度や森林環境譲与税も活用した、公的主体による森林整備等の推進

エ 林道と森林作業道が適切に組み合わせられるとともに、自然環境の保全にも配慮した路網の整備

オ 自然条件等に応じた伐採と広葉樹の導入等による針広混交林化等の推進

- カ ドローンや林業機械を活用した苗木運搬、伐採と造林の一貫作業や低密度植栽、エリートツリーや大苗等の活用による下刈り回数の削減などを通じた、造林の省力化と低コスト化等による再造林の推進
- キ 成長等に優れたエリートツリー等の種苗の効率的な開発及び生産拡大、野生鳥獣による被害の対策等
- ク 伐採・造林届出制度等の適正な運用による再造林等の確保
- ケ 奥地水源林等における未立木地や造林未済地の解消、荒廃した里山林等の再生（保安林、自然公園等の適切な管理・保全等の推進）
- ア 保安林制度による規制の適正な運用、保安林の計画的配備、国有林野の保護林制度等による適切な保全管理、NPO 等と連携した自然植生の保全・回復対策の推進
- イ 山地災害のおそれの高い地区や荒廃森林等における治山事業の計画的な推進
- ウ 森林病虫獣害の防止、林野火災予防対策の推進
- エ 自然公園や自然環境保全地域の拡充及び同地域内の規制の適正な運用、保全管理の強化
（効率的かつ安定的な林業経営の育成）
- ア 森林所有者・境界の明確化や、森林施業の集約化、長期施業受委託の推進、森林経営管理制度による経営管理権の設定、森林組合系統による森林経営事業等の促進、森林経営計画の作成等による、長期にわたる持続的な林業経営の確保
- イ 造林コストの低減や、遠隔操作・自動操作機械等の開発・普及による林業作業の省力化・軽労化等による「新しい林業」の展開
- ウ レーザ測量等を活用した森林資源情報の整備、所有者情報を含めた森林関連情報の共有・高度利用、ICT を活用した木材の生産流通管理の効率化等の推進
- エ 路網整備と高性能林業機械を適切に組み合わせた作業システムの導入や効果的な運用、「林業イノベーション現場実装推進プログラム」（令和元年 12 月農林水産省策定）に基づく取組の推進
- オ 森林・林業の担い手を育成確保する取組の推進
（国民参加の森林づくり等の推進）
- ア 全国植樹祭などの全国規模の緑化行事等を通じた国民参加の森林づくりの普及啓発の推進
- イ 企業・NPO 等の広範な主体による植樹などの森林整備・保全活動や、企業等による森林づくり活動への支援や緑の募金活動の推進
- ウ 森林ボランティア等の技術向上や安全体制の整備
- エ 森林環境教育の推進
- オ 地域住民、森林所有者等が協力して行う、森林の保全管理や森林資源の利用等の取組の推進
- カ 森林空間を総合的に活用する森林サービス産業の創出・推進
- キ 国立公園等における森林生態系の保全のために行うシカ等に係る生態系維持回復事業、グリーンワーカー事業等の推進
- ク 国民の暮らしが豊かな森里川海に支えられていることについて、国民の意識の涵養

(木材及び木質バイオマス利用の推進)

ア 住宅等への地域材利用の推進

イ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成 22 年法律第 36 号。以下「木材利用促進法」という。)を踏まえ、公共建築物や中大規模建築物等の木造化・木質化などによる都市等における木材利用の一層の促進や、それに資する CLT(直交集成板)や木質耐火部材等の製品・技術の開発・普及等
ウ 林産物の新たな利用技術、木質バイオマス由来のセルロースナノファイバー、改質リグニン等の普及、プラスチック代替となる木質新素材等の研究・用途開発、実用化

エ 効率的な木材加工・流通施設の整備など需要に応じた国産材の安定供給体制の構築

オ 森林資源の保続が担保された形での木質バイオマスの効率的かつ低コストな収集・運搬システムの確立を通じた発電及び熱利用の推進

カ 木材利用に対する国民の理解を醸成し、木材を持続的に利用する企業等への ESG 投資にもつながるよう、木材利用の意義や効果等の発信、木材の利用促進を図る「木づかい運動」や「木育」、企業等のネットワーク化等の取組の推進

2-1-8 第三次国土形成計画の概要

国土交通省は、国土形成計画法に基づき、概ね 8 年毎に国土形成計画を策定している。国土総合開発法以来、7 回の国土計画が策定され、令和 5 年 7 月に第 8 回の国土計画(第 3 次国土形成計画)が閣議決定された。また、国土利用計画法に基づいて、国土形成計画と一体的に策定された第 6 次国土利用計画が同時に閣議決定された。

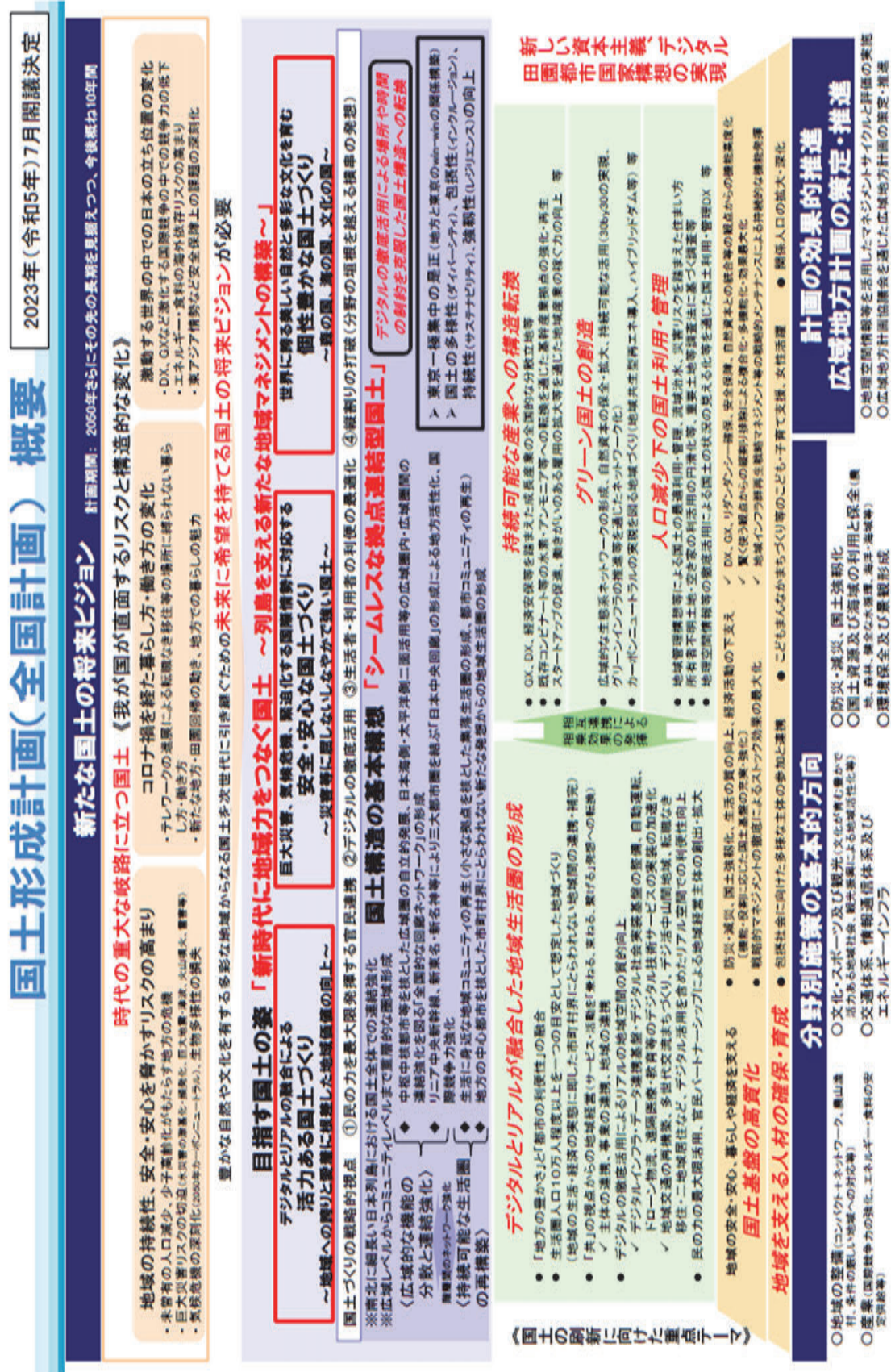
国土形成計画、国土利用計画では、わが国のおかれている状況を、「国土をめぐる社会経済状況は大きく変化しており、時代の転換点ともいえる局面にある」として、「未曾有の人口減少、少子高齢化の加速、巨大災害リスクの切迫、気候危機の深刻化、生物多様性の損失など、我が国が直面するリスクは、今後、その切迫感や深刻度がより増していくものと想定される」と問題認識を示し、「その影響は、東京一極集中といった国土構造の歪みと相まって、特に地方の生活・経済の存立そのものを脅かしていくことが懸念」されるとしている。特に、2050 年には、全国居住地域の約 2 割が無居住化するという課題を挙げている。

こういった問題認識に立って、国土づくりの基本的方向性として、「シームレスな拠点連結型国土」の形成を目指して、「①デジタルとリアルの融合による活力ある国土づくり ～地域への誇りと愛着に根ざした地域価値の向上～、②巨大災害、気候危機、緊迫化する国際情勢に対応する安全・安心な国土づくり～災害等に屈しないしなやかで強い国土～、③世界に誇る美しい自然と多彩な文化を育む個性豊かな国土づくり～森の国、海の国、文化の国～」の 3 つのビジョンを掲げた。

この「シームレスな拠点連結型国土」の構築とは、人口や社会・経済的な諸機能の広域的な分散を意味し、具体的には時間距離の短縮、多重性・代替性の確保等の交通ネットワーク等の強化が必要であり、全国的な回廊ネットワークの形成を図る必要があるとしている。

図表 2-1-33 は、国土交通省の HP より引用した、第三次国土形成計画の概要である。

図表2-1-33 第3次国土形成計画の概要(1)



図表2-1-33 第3次国土形成計画の概要(2)

国土形成計画(全国計画) 目指す国土の姿

新時代に地域力をつなぐ国土 ～列島を支える新たな地域マネジメントの構築～

地方の危機的状況

- ✓ 危機・難局に直面する地方を重視し、新たな時代へと刷新
- ✓ 各地域の地域力を結集し、国土全体でつなぎ合わせ、未来へとつなげる

地域力

地域課題を克服する
守りの力

地域の魅力を高め人々を惹きつける
攻めの力

地域の総合力・底力を最大限に発揮

地域を担う人材の主体的・内発的な地域づくり
地域に対する誇りと愛着を原動力とした、地域に暮らし、関わる、住民等の多様な主体の参加と連携

有形・無形の地域資源を総動員

自然環境、景観、風土
歴史、文化・伝統
生活サービス、産業
国土基盤
生態系サービス

地域マネジメントのパラダイムシフト

《新たな発想からの地域マネジメントの構築》

- 「共」の視点からの主体・事業・地域間の連携
- デジタルの徹底活用

縦割り分野ごとの地方公共団体での対応だけでは限界

- ◆ 地方に活力を取り戻し、安全・安心で、個性豊かな地域を全国に広げる
- ◆ 未来を担う若者世代を含め、人々を惹きつける地域の魅力を高め、地方への人の流れを創出・拡大

国土全体にわたる各地方の地域力の結集なくして、日本の未来はない

国土全体にわたる人口や諸機能の配置のあり方等に関する
国土構造の基本構想

シームレスな拠点連結型国土

- 国土全体にわたって、広域レベルでは**人口や諸機能を分散**
- 広域レベルからコミュニティレベルまで、**重層的な生活・経済圏域の形成**
- 各階層の圏域において、可能な限り**諸機能を多様な地域の拠点に集約し、水平的・垂直的・多面的なネットワーク化**
- **デジタルとリアル**の融合により、**時間や場所の制約を克服し、行政界を越えて、暮らしや経済の実態に即し、サービスや活動が継ぎ目なく展開**

東京一極集中の正
地方と東京のwin-winの関係構築

国土の**多様性**
(ダイバーシティ)
包摂性
(インクルージョン)
持続性
(サステナビリティ)
強靱性
(レジリエンス)
の向上

人と人、人と地域、地域と地域が、質の高い交通やデジタルのネットワークでシームレスにつながり合う**国土構造の構築**

⇒ 「コンパクト+ネットワーク」をさらに深化・発展

図表2-1-33 第3次国土形成計画の概要(3)

「シームレスな拠点連結型国土」の構築に向けた全国的な回廊ネットワークの形成

人口や諸機能の広域的な分散

●四方を海に囲まれ、北海道・本州・四国・九州・沖縄本島の主要五島と多数の島々から成る南北に細長い日本列島において、人口が減少する中であっても、人々が生き生きと安心して暮らし続けている国土の形成を目指す。

●このため、時間距離の短縮や多重性・代替性の確保等を図る交通ネットワーク等の強化を通じ、国土全体におけるシームレスな連結を強化して、日本海側と太平洋側の二面を効果的に活用しつつ、**内陸部を含めた連結を図る「全国的な回廊ネットワーク」の形成を図る。**

活発なヒト・モノの流動による
イノベーションの促進

災害時等のリダンダンシー確保

陸海空のシームレスな
総合交通体系の高質化
+
デジタルの徹底活用

**日本海側＋太平洋側 二面活用
内陸部を含めた全国の連結強化**

